

日に引替えを始めた。

硬貨の発行は銀行券の製造との関係で促進されていた。日銀券100円の製造の相対的減少と100円貨の増大となっていたが、41年8月の閣議了解で、小額紙幣の全硬貨化を促進することになり、長期的な素材確保の見地から、100円、50円を白銅貨に切替えることにした。この硬貨化は自動販売機、硬貨計算機等の開発普及が進んでいることに即した生活の近代化、経済取引の合理化に対応したものであった。100円銀貨を100円白銅貨に変えることに合わせて、貨幣形式が検討され、結局100円貨の大きさは変えず、50円貨を小型化することになった。図案は公募はしなかったが、それまでに寄せられた数多くのアイデアを参考に決められた。新硬貨は42年1月から発行された。この新硬貨発行に先立って、10円貨、1円貨の供給増加も進められ、39年度には当初から大幅な増鑄計画が立てられた。

第4章 大蔵省機構の整備充実

昭和39年度以降の大蔵省機構の推移はまさに本期の標題の示すように、自由化促進に即した整備の時期であり、それをたえず充実させた動きであった。前期が大きな体制転換即応の時期であったとすれば、その変革を受け継ぎ、その方式をさらに拡充しつつ新しい目標に対応したとみることができよう。機構を拡大したのではなく、むしろ前期に引続いて機構拡充抑制努力の下での展開であって、それは端的に大蔵省の職員数に示される。38年3月の大蔵省職員定数規程による定数は本省2万5,507、外局5万0,951で、50年5月のそれは本省2万4,614、外局5万2,440であって、国税徴収のためのやむをえない人員強化という状況を配慮すれば、この定数の状況はまさに機構整理ともすべきものである。

しかし、大蔵省の仕事の量的増大は39年度から50年度の間に、予算でみれば3兆2,554億円から21兆2,888億円(当初)へと6.5倍増し、国税予算は2兆9,495億円から17兆7,440億円へと6倍増し、財政投融资計画は1兆3,402億円から9兆3,100億円へと6.9倍増し、さらに国債発行という新しい仕事加わって、50年度当初予算に2兆円が計上されている。貿易額は輸入が39年度の79億ドルから49年度の626億ドルへと7.9倍ともなっている。経済官庁としての大蔵省にかかわる経済諸指標は、新しい条件を加えて、前期に引続いてどの部門においても目をみはる増大を提示した。

これらの指標はまず何よりも経済の活動量の増大であるが、それが自由化を伴う過程でのことであって、単純な行政事務量の増大ではなく、質的变化を伴うものであり、それが大蔵省機構での質的な対応をもたらした。39年には証券部を証券局に昇格させ、管財局を国有財産局に改め、為替局を国際金融局に収めた。証券局の設置は機構拡充であるが、国有財産局への転換は機構整理であり、国際金融局への切替えは自由化対応の体制充実であって、新しい行政体制

を表示するものであった。そして43年6月の行政整理の際に国有財産局は理財局に吸収された。この動きに合わせて各局内部の組織が変わり、さらに地方支分部局についても同様の動きがあった。そしてその流れの中で休みなく機構整備充実が図られた。それは特別な職の増大に端的に示される。またこの時期の大きな特色は本省の付属機関としての各種審議会等の活動であり、その具体的状況はすでに説明した。大蔵省行政はまさにこの審議会等の場においてその具体化が図られたとみてよいほどの展開であった。以下節を分けてその変遷をみることにしよう。

第1節 本省機構の推移

1 内部部局の推移

(1) 局課の変遷

本省の内部部局は昭和39年に上記のように大きく変わって、官房のほかに主計、主税、関税、理財、証券、国有財産、銀行、国際金融の8局となり、講和後の官房と6局の組織とは数においても形の上でも大きく変わった。その後40年5月に、地震保険新設を機に銀行局に保険部を設けたが、43年6月には政府の1局削減方針によって、国有財産局を理財局に統合して、関係各課を新しい理財局に配属した。なお銀行局には既設の検査部があって、保険部に合わせて2部を置くこととなって、国有財産局の吸収統合以降では部局の変更はない。

次に各局の課の説明をするところであるが、分課は大蔵省組織令によるので、大蔵省設置法による特別な職について記しておこう。本省には財務参事官1人、大臣官房に官房長、日本専売公社監理官1人、主計局に次長3人、理財局に次長1人を置くことになっていた。43年6月に財務参事官を財務官とした時点で設置法による特別な職は財務官と次長だけに止め、他の特別な職を大蔵省組織令に移したので、課の説明に合わせて組織令による特別な職としてとりあげる。次長は、42年に国際金融局に1人置き、国有財産局と理財局に吸収した43年に理財局を2人に増員した。

39年6月の組織替えの時点で大臣官房は秘書、文書、会計、地方、調査の5課と厚生管理官、財務考査管理官、資料統計管理官、日本専売公社副監理官各1人を置き、この外に財務調査官14人、専門調査官3人を置いた。主計局は総務、司計、法規、給与、調査の5課と主計官12人、主計監査官3人を置き、主税局は総務、税制第一、税制第二、税制第三、国際租税の5課を、関税局は総務、国際、監視、業務、鑑査の5課と税関考査管理官1人を置き、さらに関税

調査官3人を置いた。理財局は総務、国庫、資金、地方資金、資金管理、外債の6課を、証券局は総務、企業財務、証券業務、投資信託、証券検査の5課を、国有財産局は総務、国有財産第一、国有財産第二、国有財産第三、管理、監査の6課と臨時貴金属処理部に貴金属第一、貴金属第二の2課を置き、さらに鑑定審議官1人を置いた。銀行局は総務、銀行、特別金融、中小金融、保険の5課と金融制度調査官、財蓄奨励官各1人を、検査部に管理、審査の2課を置き、国際金融局は総務、企画、国際機構、国際収支、短期資金、外資、投資第一、投資第二の8課を置いた。

この分課体制は40年5月に関税局に企画課を加え、臨時貴金属処理部を廃して貴金属処理課とし、国債発行に処して40年10月に設置された国債発行準備室は41年4月に国債課となり、40年5月に新設された銀行局保険部には保険第一、保険第二の2課を置き、41年4月には理財局の外債課と国有財産局の貴金属処理課を廃して講和後の接收貴金属の処理業務を閉じた。同じ41年4月に国際金融局に投資第三課を加え、42年7月に官房の調査課を調査企画課に改め、証券局の企業財務課を企業財務第一と同第二の2課に分けた。次いで43年6月に官房の財務調査官を審議官に、専門調査官を参事官に改め5人とした。前記の国有財産局の統合で理財局に国有財産総括課と従来の4課を加え、鑑定審議官を鑑定参事官とした。また44年に関税局の監視課、業務課を輸出課と輸入課に改め、50年に管理課を加え関税参事官を1人減じた。

(2) 特別な職等の充実状況

部局課の変遷の過程でも示したが設置法、組織令に特別な職が示され、それが改廃された。この特別な職は大蔵省組織規程にも示され、その拡充がこの時期の特色である。その拡充はすでに講和後30年代後半以降で進んだが、まだ目立ったものではなかった。40年代はその方向への展開が顕著となった。特別な職については局別に推移を取り上げよう。

大臣官房では営繕専門官1人、調査統計官を19人内、研究分析官2人内、財

務考査官5人内としていたが、40年7月に財務考査官を4人内に減じ、文書課に能率専門官1人を置くことにし、48年に官房に企画官1人を加えた。

主計局では予算実地監査官6人内、共済計理官1人を置くことにしていたが、43年に予算実地監査官を7人内と、47年に主任予算分析専門官3人内を置き、49年に予算実地監査官を1人減じて、主計企画官1人、共済監査官1人を加え、50年には給与調査官1人を加えた。主税局には従来特別な職がなかったが、49年に主税企画官を置くことにした。関税局では税関考査官9人内の設置は変わらなかった。証券局では証券検査官を30人内に増員し、40年に33人内、41年に38人内としてからは変わらなかったが、41年に証券監査官5人内を置いてから45年に6人内、47年に7人内、49年に8人内と増員した。国有財産局では新たに宿舍専門官1人を置き、国有財産監査官を13人内に増員した後、40年に国有財産鑑定官3人を新設し、さらに41年に訟務専門官2人内を加えた。宿舍専門官は局の統合の後、45年に宿舍建設専門官に改称されたが、人員についてはいずれもその後変わらなかった。

銀行局については検査部の金融検査官を76人内とした後、43年に77人内とし、保険計理官2人内としていたのを保険部設置に合わせて41年に3人内に増員し、新しく地震保険監査官3人内を置いた。

国際金融局では為替検査官を13人内に増員した後、41年に17人内、42年に18人内、47年に21人内に増員した。

なお本省に置かれた大蔵省顧問と大蔵省参与各1人は37年に顧問を若干人と改めてから変更がない。

(3) 附属機関

本省の附属機関には造幣局、印刷局の外に税関研修所、財務研修所、会計事務職員研修所、関税中央分析所がある。造幣局は総務部、作業管理部、製造部、病院、支局及び出張所と組織を定め、支局に東京、広島を出張所に熊本を定めた。分課については総務部を総務、職員、会計、業務の4課、作業管理部

を技術、企画、施設の3課と研究室、製造部を庶務、よう解、貨幣第一、貨幣第二、装金、試験製錬、工作の7課とし、研究室に研究官2人内、製造部に技術長、装金課に工芸指導官3人内、病院に副院長1人を置いた。東京支局には総務、会計、業務、よう解、貨幣、装金、試験製錬、工作の8課と病院を置き、次長を1人置いた。広島支局には総務、会計、よう解、貨幣、試験、工作の6課と病院を置いた。熊本出張所には庶務、作業の2課を置いた。

総務部については42年に調査官2人を置き、43年に3人内、45年にはこれを4人内とするとともに厚生管理官1人と博物館を置いた。作業管理部では43年に施設課を廃し、技術課を技術第一、技術第二の2課とし、研究官を47年に4人内、49年に5人内に増員した。業務部では50年に極印課を加えて8課とし、東京支局では47年に厚生管理官1人を置き、50年によろ解課を検定課に改め、広島支局では47年に厚生管理官1人を、49年に貨幣課を貨幣第一と貨幣第二の2課に改め、監理官1人を置くことにした。

印刷局は総務部、業務部、製造部、附属機関、出張所と組織を定め、附属機関に研究所、工場、教習所、病院を設けた。総務部を総務、人事、職員の3課、業務部を業務、図書、官報、資材、会計の5課、製造部を印刷第一、印刷第二、製紙、施設の4課とし、業務部にみつまた管理官1人、研究所に研究官4人内、病院に副院長1人を置き、工場は滝野川、小田原、静岡、箱根、虎の門、王子、西大寺に置き、出張所を岡山、出雲、松山、高知、池田に置いた。

総務部については40年に会計課を業務部から移し、43年に首席監査官1人、45年に厚生管理官1人と印刷局記念館を設け、47年に調査企画官1人、49年に次長1人を置くことにした。業務部については40年に会計課を移した後は変更がなかったが、49年にみつまた管理官を製紙原料管理官に改めた。製造部については40年に図書印刷室を設けた後、41年に図書印刷管理官1人に改め、40年に印刷第一課、印刷第二課を技術、印刷の2課に改めた後、49年に施設課を廃して施設管理官、工芸管理官各1人を置くことに改めた。研究所には49年に副所長を置いた。工場については次長を置く方向が強化されて、45年に滝野川と

小田原に各1人置いてから、47年に虎の門、王子、49年に岡山に各1人置き、50年には滝野川を2人に増員した。

税関研修所には所長と副所長を置き、支所長の外に幹事、研修課長各1人と教官15人内を置いたが、47年に幹事、研修課長を各8人に改め、49年に教務課長1人、研修課長を9人内に改めた。

財務研修所は所長と副所長を置き、支所長の外に幹事、研修課長各1人を置いたが、47年に幹事、研修課長を各10人に改め、49年には教務課長1人を加えた。

会計事務職員研修所は所長の外に教頭1人の体制が保持された。

関税中央分析所は庶務課と分析官2人内の組織であったが、この分析官2人内は43年に4人内、45年8人内、47年9人内、49年11人内、50年12人内に増員された。

設置法に示される附属機関としての諮問機関を列記しておこう。関税不服審査会、関税率審議会、金利調整審議会、金融制度調査会、金融機関資金審議会、保険審議会、専売事業審議会、国民金融審議会、財政制度審議会、国家公務員共済組合審議会、資産再評価審議会、国有財産中央審議会、旧軍港市国有財産処理審議会、連合国財産補償審査会、庁舎等調整審議会、接収貴金属処理審議会、企業会計審議会、証券取引審議会、外国為替審議会、外貨審議会、公認会計士審査会、自動車損害賠償責任保険審議会と22に達するが、これに総理府の附属機関であって、大蔵大臣の諮問によって資金運用部資金の方針等を審議する資金運用審議会を加えてみれば、大蔵省の行政で税制以外ではどの部局についても、その行政の基本事項で審議会を置く体制が作られていることを知る。41年7月施行の審議会等の整理に関する法律で、資産再評価審議会、庁舎等調整審議会、接収貴金属処理審議会が廃止された。43年に金融機関資金審議会、45年に外国為替審議会が廃止された。また大蔵省設置法によるものではないが、税制調査会が37年に設置されて、税制の継続的検討が始められた。

2 地方部局の推移

地方支分部局は財務局と税関で10財務局と8税関を中心に、財務局には財務局の所在する府県以外の各府県に財務部を配し（北海道には6ヵ所）、さらにその下に出張所を置き、税関には主要な対外交易の地に税関支署を置き、さらに関税事務の必要に応じて関税出張所、関税支署出張所、関税監視署、関税支署監視署を設けた。財務局、財務部の出張所は増設されたものは僅少で、整理縮小の方向を示し、税関支署についてはかなり多くの改廃があり、それに合わせて出張所、監視署の改廃も多かったが、監視署は総じて整理縮小の動きであった。その過程で47年の沖縄復帰に即して別に沖縄地区税関を設けた。

(1) 財務局

全国に配置された財務局、財務部、出張所の38年末数は、10財務局、42財務部、36出張所で、その組織は、財務局に総務、理財、管財の3部を置き、関東には首席財務局監察官1人、各局を通じて財務局監察官12人内、東京、新潟、大阪、京都、神戸、札幌、名古屋、広島、福岡の各証券取引所に取引所監理官各1人を置いた。総務部には総務、経理の2課、理財部には主計、理財、金融、融資の4課、管財部には総括、財産調査、管財、徴収の4課を置いたが、総務部については関東に人事課を、理財部については関東、近畿に証券課、関東、近畿、北海道、東海、北九州に経済調査課を、管財部については関東、近畿に宿舍課、関東、東北、近畿、北海道、東海、中国、北九州に財産調査課、関東、近畿に物納財産課、関東に訟務課を置いた。なお関東の宿舍課は二課制、関東、近畿、東海、中国は管財課を管財第一課、管財第二課とした。次長制は理財部で関東、近畿、東海で各1人、管財部で関東2人、近畿、中国で各1人とし、専門官制は理財部で主計課に予算実地監査官120人内、証券課に証券検査官131人内、金融課に金融検査官231人内、融資課に地方資金管理官10人内、管財部で管財部長直属の首席国有財産監査官10人、国有財産監査官90人

内、総括課に国有財産鑑定官45人内とした。

財務部の組織は総務、主計、理財、融資、管財の5課制としたが、管財課設置は22部に止まり、17部を2課制、3部を3課制とし、京都は物納財産課とした。また横浜、千葉、京都に徴収課を置いた。出張所は40置かれた。

これらの組織がどのように変わったかを見よう。

(A) 内部部局の推移

財務局の組織は一方で行政充実に即した拡充が求められるとともに、他方では行財政の改革による整理再編成が求められ、それに合わせて組織替えが展開した。

財務局の総務、理財、管財の3部制は持続したが、39年に近畿にも首席財務局監察官を置き、財務局監察官12人を11人とした。取引所監理官は神戸の証券取引所廃止に合わせて神戸の監理官を廃して8人に減じたが、39年以降取引所副監理官制を加えて東京、大阪に各1人を置き、40年に名古屋にも1人置いた。この外、47年に首席財務局考査官を設けて、関東、近畿、東海に各1人を置くとともに、財務局考査官を置くこととして、47年には関東2人、近畿、東海に各1人を置いた後、48年に北海道、東北、中国、北九州に、49年に北陸、四国、南九州にも置いて全局に配置した。

各部の変遷を見よう。総務部では43年から関東で次長制を実施し、40年に関東、近畿に厚生課を置き、関東にだけ置かれていた人事課を44年に近畿、45年に東海、中国、46年に東北にも置いた。また49年から近畿で、50年から東海で財務広報官を置いた。

理財部では関東、近畿、東海に置いた次長制を43年に近畿2人、46年に関東2人、47年に東海2人とし、48年に中国、東北各1人、49年に北九州に1人置くこととした。48年に主計事務の局集中があって、主計課を、近畿、東北、東海、中国、南九州では主計第一、主計第二の2課とし、関東は主計第三を置く3課とした。関東、近畿に置いた証券課は39年に東海にも置き、経済調査課は40年に東北、中国にも置いて経済調査課を置くことを基本とする課制に組織を

改めた後、41年に南九州、42年に北陸、四国に置いて全局に配置した。また41年に関東に金融検査課を置き、45年に近畿、47年に東海、48年に中国、49年に東北にも配置した。さらに43年に関東に証券検査課を置き、47年に近畿、48年に東海にも置いた。

管財部では42年から関東に管財第二部を設け、そこに次長1人を置いたが、次長制は、40年に関東を3人とした後、42年に近畿を2人とし、45年に東海、47年に東北、48年に北九州、49年に北海道に各1人を加えて計10人とした。宿舍課については39年に関東の2課を宿舍課と宿舍建設課に改め、東海、中国に設置し、40年には北海道、東北、北九州に置いて分課の基本に組入れて、41年に南九州、42年に四国、43年に北陸に置いて宿舍課を全局に配置した。39年に関東に置かれた管理課は41年に管財総務課に改称合理化され、また関東にだけ置かれていた宿舍建設課は48年に宿舍建設第一と宿舍建設第二の2課に分けられた。国有財産の評価の統一のために41年から44年にかけて全局に首席国有財産鑑定官が置かれ、42年には普通財産の管理処分事務の再編成に即して分課が改まった。従来の財産調査課、管財課、物納財産課は普通財産調整課、指導課、直轄財産課又は管財課に改められ、42年には北陸、四国、南九州に管財課を残して他は普通財産調整課を置き、近畿、東海、中国に指導課、関東は指導第一、指導第二の2課を、北海道、東北、中国、北九州に直轄財産課、関東、近畿、東海は直轄財産第一、直轄財産第二の2課を置いた。46年に南九州の管財課を普通財産調整課と直轄財産課とした。49年に関東の指導第二課を特別財産課に替えた。また関東に設けた管財第二部は宿舍、宿舍建設、徴収の3課とし、48年に筑波研究学園都市建設に対応して宿舍建設課を2課に分けた。なお、42年に近畿に当分の間として万国博覧会室を置き、博覧会終了後は管財部に万国博覧会記念協会監理室を置くことに引継いだ。

専門官制の推移を見よう。総務部関係には従来専門官は置かれなかったが、49年に関東の人事課に電算機専門官を置くことにした。理財部では主計課の予算実地監査官は39年5人、40年5人、46年23人、48年29人増員され、50年には

182人内の多数となった。証券課の証券検査官は39年15人、40年21人、41年8人、42年5人と急増員して180人内となり、金融課の金融検査官はそれとは対照的に41年、43年、49年の各1人増員に止まって234人内となった。既設の専門官の外に予算実地監査官については48年に総括予算実地監査官16人内を置き、これに合わせて共済組合の監査のために統括共済監査官2人内、共済監査官48人内を置き、50年にはそれを5人内と45人内に変えた。42年に証券監査官2人を置いてから、43年2人、44年2人、45年3人、46年1人、47年1人、48年5人、49年3人と増員して19人内とした。また49年には近畿に為替検査官2人を置き、50年にそれを4人とした。なお融資課の地方資金管理官については、49年に融資課の専門官制移行で従来の課長補佐、審査官、管理官、係制を廃して、統括資金審査官10人内、資金審査官67人内、統括資金管理官10人内、資金管理官64人内に改めた。経済調査課に40年に経済調査官13人内を置いてから、41年8人、42年5人、43年2人、46年5人、47年3人、48年2人、49年2人、50年4人と増員して44人内とした。

管財部の専門官の推移を見よう。首席国有財産監査官と主席国有財産鑑定官についてはすでに示した。首席国有財産監査官の下の国有財産監査官は39年4人増としその後併任の専任化をすすめ、49年に財産管理専門官設置の際に11人を振替えて83人内とした。国有財産鑑定官は39年7人、40年12人、41年21人、42年21人、43年21人、44年21人、45年10人と大増員し、首席国有財産鑑定官への振替による減で148人内となった。既設の専門官の外に40年に宿舍課に宿舍専門官10人を置いてから、41年14人、42年2人、43年3人、44年2人と増員した後、45年には名称変更で宿舍建設専門官として、47年に1人増員して32人内とした。この45年に宿舍管理専門官1人を新設し、46年2人、47年8人、48年1人増で12人内とした。また41年には訟務専門官15人内を新設し、45年に2人増員した。関東の管財総務課に46年に電算機専門官1人を配した。

(B) 財務部

財務部については次長制の採用をまず上げなければならない。39年に横浜、

京都、神戸に次長を置いてから、40年に千葉、浦和、静岡に、41年に新潟、岡山、長崎に、44年に前橋、大分に、45年には水戸、山口に置いたが、48年には水戸、山口、大分は廃止した。分課については48年に主計課と融資課を統合して財務課と司計調査官の制度に改め調査官42人内とし、49年に横浜に宿舍課を置いた。管財課については多くの財務部で2課制をとって、横浜、千葉、神戸では3課制であったが、45年に横浜、千葉は4課制に48年に水戸宇都宮で3課制とし、42年には京都で物納財産課を廃して3課制に変えた。また39年に神戸に徴収課を置いて4財務部に徴収課が置かれることになった。

出張所は廃止整理の方向が強まって、33年から40年までに8出張所の整理と37年の倉敷出張所の新設の後、41年に熊谷、枚方、荒尾、42年に熱田、伊勢、徳山、43年に平塚、千歳、44年に浜松、善通寺、45年に相模原、岩国、46年に久留米、中津、48年に新発田、四日市、大村、49年に姫路、50年に大湊、尾道と20の廃止で16出張所に激減した。この間48年に土浦出張所は筑波出張所に改編改組された。

(2) 税関

38年末の税関の組織からみよう。内部部局は総務、監視、業務、鑑査の4部を置き、この編成は8税関に共通であるが、分課についてはかなりの差があった。総務部には総務、人事、会計の3課を置くが、長崎、函館には人事課を置かなかった。また各税関を通じて税関検査官10人内、調査官6人内を置いた。監視部には管理、警務、貨物、旅具、審査の5課を置くが、横浜、神戸、大阪、名古屋、門司では警務課を警務第一と警務第二の2課とし、長崎、函館には管理課を置かず、東京、長崎、函館には旅具課を置かなかった。また横浜と神戸に次長を置いた。業務部には管理、輸出、輸入、徴収、為替、統計の6課と計算管理室を置いたが、東京に航空貨物課、神戸に航空貨物室を置き、横浜の輸出課を輸出第一と輸出第二に分け、神戸の輸出課を輸出第一から輸出第三へ3課とし、横浜の輸入課を輸入第一から輸入第三へ3課とし、神戸の輸入課

を輸入第一と輸入第二に分け、長崎、函館では管理課を、大阪、名古屋、門司、函館では徴収課を置かず、長崎では輸出、輸入、徴収、為替の各課にかえて業務課を置いた。また門司、長崎では計算管理室を置かなかった。また東京に次長を置いた。鑑査部には管理課と関税鑑査官を置いたが、長崎、函館には管理課を置かなかった。専門官による職務分担をきめて、各税関ごとに人員を配した。関税鑑査官は計56人であった。なお次長制はまだ実施されていない。

特定税関に事務が集中するために分課が複雑になっていたが、それは39年以降もさらに続き、42年7月には業務部と鑑査部を解体して輸出部と輸入部に改めた。輸出部には管理、保税、統計の3課と関税審査官を、輸入部には管理、収納の2課と関税審査官、価格調査官、分析官を置くことにした。この42年7月以前は年を追って改正をとらえ、42年7月後は組織ごとに改正を見ることにしよう。

39年4月に次長制を東京、大阪、名古屋の監視部にひろげ、業務部にも次長制を設けてまず東京に置き、長崎に鑑査部を置かないために同11月に長崎にも置き、40年4月には横浜、神戸にも置くことにした。さらに41年4月に門司の監視部、東京の鑑査部に次長を置いた。分課と専門官設置は42年7月までにかなり大きく変わった。まず39年4月に神戸の業務部に輸出第三課と航空貨物室を置き、横浜の業務部に輸入第三課を置くとともに関税鑑査官1人を神戸から横浜に移した。新たに分析官を長崎、函館以外に置くことにし、図書調査官を東京5人以内、横浜1人置くことにした。40年4月に横浜と神戸の総務部に厚生課を置き、監視部に旅具検査官32人内、業務部に関税実地監査官3人内を置くことにした。同7月には長崎に鑑査部を置くことにし、同11月には神戸の分課を大きく改めた。すなわち神戸の業務部の輸出課を第6課までにひろげ、輸入第一、輸入第二、為替の3課を廃し、徴収課と計算管理室を鑑査部へ移し、関税鑑査官2人を増員した。同時に東京で航空貨物課を航空貨物第一課と同第二課に分け、門司では為替課を廃した。上記の関税鑑査官については門司から東京へ1人移し、また鑑査部の分析官5人増員して神戸2人、東京、横浜、長

崎各1人を増した。41年4月には総務部に広報官8人内を、同7月に監視部に関税警務官101人内を置くことにし、同9月に監視部の貨物課を業務部に移した。

以上の変遷は管理体制の強化と専門職の拡充であったが、関税申告納税制度の採用とその他の事務量急増に対処して体制整備を図るため、42年7月に業務部と鑑査部を解体して輸出部と輸入部に改め、輸出部に管理、保税、統計の3課と関税審査官と調査官を置き、輸入部に管理、収納の2課と関税審査官、価格調査官、分析官と調査官を置くことにし、総務部に次長制を採用し、さらに税関監察官制度(11人内)を設けたほか、監視部審理課に審理官53人内を設置した。総務部の次長は東京、横浜、神戸に置くことにし、既設の専門官については総務部の調査官7人を8人に増員し、監視部の関税警務官を20人増員して121人内とし、旅具検査官も36人内を39人内に改めた。なお輸出部の関税審査官の定数は東京8人、横浜10人、神戸11人、大阪、名古屋各3人、門司、長崎各1人で、函館には置かなかった。輸入部では長崎、函館に収納課を置かず、関税監察官にかわる関税審査官5人の減員は横浜4人、長崎1人で、価格調査官5人の増員は東京、横浜の各2人と神戸1人で、分析官は大阪1人を増員し、調査官は各税関を通じて6人内を置くことにした。なお、次長制は業務部、鑑査部を輸出部、輸入部として、従来どおりに東京、横浜、神戸に各1人置くことにした。

この組織替えの後、専門官の充実と体制替えを進め、それに合わせた分課の変更をしたので、まず専門官の状況からとらえよう。総務部を除く各部で43年に専門の職の人員増強を図った後で、45年に統括官の制度を作り、まず輸出部では従来の3課と関税審査官を3課と統括審査官、統括調査官を置くことにし、統括審査官34人、統括調査官5人を各税関に割り当て、輸入部では従来の2課と関税審査官、価格調査官、分析官を2課と統括審査官、統括調査官、統括分析官を置くことにし、統括審査官59人、統括調査官26人、統括分析官15人を各税関に割り当てた。輸出部では統括審査官の下に各税関を通じて審査官65

人内を、統括調査官の下に同じく調査官13人内を置くことにし、輸入部では人員を増してさらに統括審査官の下に各税関を通じて審査官105人内を、統括調査官の下に同じく調査官60人内を、統括分析官の下に同じく分析官30人内を置くことにして組織強化を図った。次いで46年には監視部の組織を従来の4課制から管理、審査の2課と統括監視官を置くことに改め、長崎と函館を除く各税関に統括監視官33人を割り当て、その下に各税関を通じて監視官247人内を置くことにした。この分課変更の前に従来の関税警務官と旅具検査官を監視官に改め、これに審理官を加えるという体制づくりをした。45年にはそれぞれ153人、51人、117人を限度とした。そして後に監視官は統合された。

これらの組織強化は、総務部では45年に次長を大阪、名古屋、門司にひろげて6人とし、46年に調査官を9人内から12人内に改め、さらに統括調査官10人を置くことにし、監視部では統括監視官の増員の外に監視官を47年の278人内から50年325人内に、審理官を同じく132人内から165人内に増員し、輸出部では審査官を45年の65人内から50年の107人内へ増員した外に49年から保税課を廃し、これにかえて統括保税実査官の制度を設け、その計19人の下に保税実査官157人を置くことにし、次長についても47年に大阪、48年に名古屋にも置いて計5人とした。また輸入部では次長制を46年に大阪、47年に名古屋にひろげ、49年には横浜を、50年には神戸を2人制に拡充した。これに示されるように輸入部の拡充は大きく、統括調査官を50年までに37人に増員し、審査官は45年の105人内から50年の170人内へ、調査官は同じく60人内から98人内へと増員した。

以上の総体の充実に合わせて東京税関では45年に新東京国際空港準備室を設け、50年には航空貨物電算化準備室を置いて調査官3人内を配した。

税関支署については、組織の一般的規定がない。ここでは支署配置の状況と出張所、監視署の変遷の概要を示し、あわせて支署の次長制について記しておく。39年4月に小名浜を加えた支署数は61となり、それは東京3、横浜5、神戸14、大阪7、名古屋3、門司12、長崎5、函館12であった。46年に大阪に

堺を加え、門司の若松、津久見、油津を戸畑、福岡空港、大分に改め、47年に神戸に水島を加え、長崎の名瀬を廃したことで62になるとともに、沖縄復帰に即して沖縄地区税関に那覇空港、コザを置くことにし、50年には函館に苫小牧を加えて組織整備を進めた。この間次長制は38年に羽田、新潟、札幌3支署に各1人を置き、39年に羽田を2人とし、42年には羽田を3人に、43年に川崎、清水に各1人を置いたが、その後毎年のように増員して、伊丹支署は48年から2人とした。支署数は47年は12、49年は15、50年には18になった。

税関出張所と税関支署出張所とは支署ごとの差が強く示され、増設と整理との方向が示された。39年にその数は東京5、横浜8、神戸9、大阪14、名古屋7、門司14、長崎16、函館6の計79であったが、50年までに東京は13、横浜は13、神戸は20、名古屋は19、門司は21に増加し、長崎は7に減少した。また税関監視署、税関支署監視署は整備縮小の方向で39年に東京3、横浜2、神戸9、大阪1、名古屋4、門司16、長崎13、函館3の計51であったが、50年には横浜2、神戸5、大阪1、名古屋2、門司9、長崎7に減少した。

第2節 国税庁の機構充実

大蔵省の外局は国税庁だけである。外局をとりあげることは国税庁を対象とすることになる。国税庁の組織は内部部局、附属機関、地方支分部局であり、地方支分部局は国税局である。この国税局の事務分掌のために税務署がある。この組織の基本は変わらなかったが、附属機関については当初の国税庁協議団、醸造試験所、税務大学のうち国税庁協議団は国税不服審判所が設置されたことで、その組織に吸収されることになった。

1 昭和39年の組織状況

昭和39年の内部部局は長官官房と直税部、間税部、徴収部、調査査察部の4部で、特別の職として次長を置き、長官官房には総務、人事、会計、厚生 の4課と首席監督官、首席国税庁監察官、国税広報官と審議官3人、直税部には所得税、法人税、資産税、審理の4課を、間税部には酒税、消費税の2課を、徴収部には管理、徴収の2課を、調査査察部には調査、査察の2課を置いた。この組織令の規定に続いて組織規程では、長官官房に監督官35人内、直税部、間税部、徴収部を通じて国税実査官140人内、調査査察部に国税調査官40人内、国税査察官50人内を置くことにした。附属機関に国税庁協議団、醸造試験所、税務大学校を置き、醸造試験所には庶務課と7研究室を配し、税務大学校は従来の税務講習所を改めたもので、教務、庶務の2課と学務主事3人、寮務主事1人を置き、さらに副校長と教頭を各1人、教授、教官を各15人内を置き、地方研修所を設けて幹事11人内、主任教育官17人内、学務主事と寮務主事各8人内と教育官100人内を置くことにした。

地方支分部局に国税局を置き、国税局に国税局協議団を置き、事務分掌のために税務署を置いた。国税局には総務、直税、間税、徴収、調査査察の5部を置くことを基本として、調査査察部については東京国税局では調査第一部、調

査第二部、査察部とし、大阪国税局では調査部と査察部とした。国税局の各部の分課は総務部には総務、人事、考査、会計、厚生、調査統計の6課と金沢、高松以外の各局に営繕課を置き、直税部には所得税、法人税、資産税の3課と東京、大阪両局に国税訟務官室、東京に資料調査課を置き、間税部には酒税、消費税、監視の3課と鑑定官室を置き、徴収部には管理、徴収の2課と東京、大阪に国税訟務官室を置いた。調査査察部については各局でかなりの差異があるが、調査、査察の2課を基本とし、東京の調査第一部、調査第二部と大阪の調査部には調査管理、調査審理の2課を置き、名古屋は調査管理課だけとし、福岡では調査課を同第一、第二の2課に分けた。

特別な職については、次長が総務部、直税部、徴収部で東京、大阪に各1人ずつ置かれたが、調査第一部、調査第二部（東京）、調査部（大阪）に各2名が配された。各局を通じる特別職では国税実査官が直税部で775人内、間税部で470人内、徴収部で350人内とされ、国税訟務官が直税部で20人内、徴収部で15人内とされ、間税部に鑑定官70人内、徴収部に国税徴収官400人内が置かれた。また調査査察関係では国税調査官1,050人内、国税査察官450人内が置かれた。なおこれらの特別職について統括官が配置され、統括国税徴収官が東京4人、大阪3人、関東信越、名古屋、広島、福岡各1人、統括国税調査官が東京の両調査部に各9人、大阪10人、名古屋5人、統括国税査察官が東京5人、大阪4人、名古屋2人置かれた。調査官が東京13人、大阪7人、名古屋、広島に各1人置かれた。

続いて税務署を見よう。組織規程による税務署の分課は、A種では総務、徴収、所得税、法人税、間税の5課、B種では総務、徴収、直税、間税の4課、C種では総務、直税、間税の3課とし、さらにA種について特に複数の所得税課、法人税課を置くことを認め、さらに管理課を置くことを認めた。39年度の状況では506税務署のうちA種は165、B種は240、C種は101であったが、所得税第一課と同第二課を置くもの59、法人税第一課と同第二課を置くもの38、さらに所得税第三課を置くもの4、法人税第三課を置くもの10、管理課を置くもの

の20であった。法人税課については第六課まで認めた。A種と増課した税務署は東京局、大阪局に集中し、これに関東信越局、名古屋局が続くという傾向が強く示された。

特別な職については、副署長は124人内、国税調査官は1,364人内、新設の国税徴収官は306人内とした。

2 内部部局の推移

内部部局の組織に大きな変化はない。40年に長官官房の国税広報官を廃して広報課を復活し、43年に審議官3人を参事官3人に替え、47年に事務管理課を加え、49年に税務相談官1人を置くことにし参事官を2人に減じた。直税部、間税部、徴収部の分課は変わらなかったが、間税部には47年に鑑定企画官1人を置き45年に調査査察部の国税査察官を27人内に減じた。

3 附属機関の推移

国税協議団、醸造試験所、税務大学校で構成される附属機関は、45年に国税不服審判所の設置で国税協議団がなくなった。国税不服審判所の組織、所掌事務、権限は国税通則法で定めることにして、国税協議団とは性格の異なる機関であることを明示し、組織としては所長の下に国税審判官のうち1人を次長として置き、国税審判官と共に国税副審判官を配し、特別の職として国税審査官を置いた。事務組織は管理課だけとしたが、支部に国税審判官のうち一人をあてる主席国税審判官を置き、東京、大阪、名古屋の国税審判官のうち各一人を次席国税審判官とし、国税審判官の定数を105人、国税副審判官を同133人、国税審査官を138人以内とした。国税審判官等の数は、46年に副審判官の振替えて審判官10人増員し、47年に沖縄復帰による沖縄事務所の設置に即して審判官2人、副審判官1人、審査官1人増員し、さらに同年副審判官からの振替えて審判官22人を増員し、審査官1人を加えた。

醸造試験所の組織変更はなかった。

税務大学校については、46年に教務、庶務の2課を総務、教務に改め、特別な職については教授を45年に1人、47年に2人、49年に21人増員して42人内とし、47年に助教授5人内を置くことにし、地方研修所の主任教育官を42年に1人、45年に2人、49年に1人増員して21人内とし、教育官についても45年に10人、49年に5人増員して115人内とした。

4 国税局の機構の充実

国税局の組織の推移を見よう。すでに39年の時点でも各国税局による差異がかなり、大きくなっており、その差異の増大をとらえることも重要な視点となる。組織ごとの特色を総務部からとりあげる。総務、人事、考査、会計、厚生、調査統計の6課構成は、45年に税務相談室を加えるだけの変化であるが、国税局別の差でとらえると、金沢を除く各局に営繕課を置くことは変わらなかったが、41年から東京に事務管理課を置き、43年に大阪にそれをひろげた。また49年には東京で人事課を人事第一課と同第二課に分け、東京と大阪に電子計算課を置くことにした。また専門の職については、38年に置いた次長制は東京、大阪の各1人から40年に名古屋、42年に関東信越、47年に広島、48年に仙台、50年に札幌、福岡を加えて8人とした。税務相談室設置に合わせて置かれた税務相談官は45年に48人内、48年に118人内、49年に149人内、50年に245人内と急増した。また49年に国税広報官を置くことにし、東京、大阪、札幌、仙台、名古屋、広島、福岡に各1人を配し、50年には各局を通じて11人内とした。

直税部は所得税、法人税、資産税の3課構成の基本は変わらなかったが、東京、大阪両局に資料調査課と国税訟務官室を置いた扱いは資料調査課については42年に名古屋に、47年に関東信越にひろげられ、49年には広島、福岡にも置くことにし、東京では資料調査第一課から同第三課にまで増設した。国税訟務官室は45年に名古屋にも置くことにした。特別な職では39年に東京と大阪に置いた次長は、40年に名古屋、47年に関東信越に置き、48年に東京を2人とし、

50年に広島にも置くことにした。国税訟務官は39年の20人内を41年に27人内、42年に33人内、43年に37人内、44年に41人内、45年に47人内、46年に48人内、47年に51人内、48年に54人内と逐年増員した。国税実査官は39年に775人内であったのを43年に777人内としてから増員をすすめ、44年815人内、45年847人内、46年900人内、47年917人内、48年959人内、49年986人内、50年1,006人内とした。

間税部は酒税、消費税、監視の3課と鑑定官室の構成は47年に監視課を調査監視課に改め、49年にはこれを外すという基本を整理縮減する方向を示したが、39年には各国税局について同一の分課体制であったのを、45年には東京局に調査課を置き、47年には関東信越、大阪、名古屋にもその設置を拡げるとともに、この4局に監視課を置いて、調査監視課を置く局との差を明確にし、49年には分課を酒税、消費税の2課と鑑定官室とすることを基本として、従来どおりに調査監視課を置く局と、調査課と監視課を置く関東信越と名古屋の2局として、東京と大阪は基本の分課とした。

この方向は特別な職の配分によって裏付けられる。39年には間税部に次長は置かれてなかったが、44年に大阪、45年に東京に各1人置くことにした。鑑定官は70人内を保持したが、国税訟務官を41年に東京、大阪、名古屋に各1人を置くことにしてから、42年に関東信越、札幌、仙台に各1人を置き、43年に広島、福岡にも各1人を置き、46年には各局を通じて10人内と改めてから、47年に12人内とした。国税実査官は45年まで470人内を保持した後で、46年に605人内、47年に625人内、48年に628人内と増員し、49年に新しく国税調査官を置くことにして国税実査官を292人内と縮減し、国税調査官については各局を通じて463人内を置くとともに、東京に5人内、大阪に4人内の統括国税調査官を置いた。50年には同調査官を539人内とし、統括官を東京6人、大阪5人、関東信越、名古屋各3人に増員した。

徴収部は管理、徴収の2課とし、東京、大阪に国税訟務官室を置くことも変わらなかった。また次長を東京と大阪に置くことも変わらなかった。しかし他

の特別の職についてみると、国税訟務官は39年の15人内を41年に19人内、42年に22人内、44年に23人内、46年に24人内、50年に25人内と増員した。国税実査官は49年まで350人内を保持した後、50年に456人内とし、国税徴収官も49年まで400人内を保持した後、50年に469人内とした。この国税徴収官については39年に東京4人内、大阪3人内、関東信越、名古屋、広島、福岡に各1人置いた統括国税徴収官を40年に東京、大阪で各1人、41年に名古屋で1人、42年に東京で1人加え、42年に仙台に1人、45年に札幌に1人置くことにし、49年には関東信越、名古屋に各1人加え、高松と熊本に各1人置くことにし、50年に東京と広島で1人を加え金沢にも1人置いて、全国税局に統括国税徴収官を置く体制を整えた。また48年には東京に特別国税徴収官を1人置くことにし、49年にそれを2人内とし、50年に4人内とするともに大阪2人内、名古屋に1人置くことにした。

調査査察部は39年に東京で調査第一部、同第二部と査察部に分け、大阪で調査部と査察部に分けたので、各局に共通の組織を示すことができなくなったが、調査、査察の2課制は札幌、金沢、高松、熊本の4局については変わらなかった。また名古屋が調査管理課だけとし、福岡が調査課を調査第一、同第二の2課とすることも変わらなかった。49年以降で関東信越と広島は調査第一と同第二の2課制とし、49年に仙台は調査課だけとした。東京については42年に調査第三部を置くことにしたが、分課については、39年に調査、査察の2課を東京、大阪の調査部に置くことにした後で、40年に調査部は調査管理と調査審理2課に改め査察部に査察管理課を置き、42年に東京の調査第二部と同第三部には調査総括課を置くことにした。この分課に対する特別の職の状況はどうかを次に見よう。

次長制については39年に東京の調査第一部、同第二部、大阪の調査部に各2人、名古屋に1人の計7人が置かれていたが、41年に東京の調査第一部は3人とし、査察部にも1人置くこととした後で、42年には東京の調査第一部2人、第二部と第三部各1人とし、大阪の調査部を3人とした。43年には東京の査察

部を2人に増員した。47年に大阪の査察部に1人置くことにし、49年に名古屋を2人にして、関東信越に1人置いた。

国税調査官は39年に各局を通じて1,050人内としていたのを43年に1,080人内、44年に1,100人内、45年に1,130人内、46年に1,150人内、47年に1,200人内、48年に1,230人内に増員し、この間統括国税調査官は39年に東京の調査第一部、同第二部に各9人内、大阪に10人内、名古屋に5人内が置かれていたが、40年に東京の第一部で1人、第二部で2人を加え、42年に東京の調査第三部増設に合わせて調査第二部10人内、同第三部11人内に振り替えてから、43年に東京の第二部と大阪の調査部を各11人に改め、45年にこの2部を各12人内に、さらに46年にそれを東京13人内、大阪12人内とするとともに、東京の調査第三部を12人内に増員し、47年に東京の両部を各1人増員し、48年には名古屋で1人増員し、50年には東京の調査第二部と大阪に1人加えるとともに、東京の調査第一部に1人、関東信越に3人内、札幌、仙台に各2人を置くことにした。また特別国税調査官は47年まで43年の広島を加えて東京の調査第一部に15人内、大阪の調査部に8人内、名古屋と広島に各1人を置いていたが、48年に東京を17人内、49年に東京を19人内、大阪を9人内に改め、50年に東京を21人内、大阪を10人内、名古屋を2人内に改め、福岡には1人置くことにした。

国税査察官は39年に各局を通じて450人内を置いたが、42年に500人内、43年に530人内、44年に560人内、45年に680人内、46年に740人内、47年に780人内、48年に802人内、50年に807人内に増員した。この間統括国税査察官は39年に東京に5人、大阪に4人、名古屋に2人置いていたのを、41年と42年に東京で2人ずつ増員し、43年に東京と大阪で各1人、45年に東京、大阪、名古屋で各1人、46年に東京、大阪で各1人増員した後、47年には関東信越に2人置くとともに東京で1人増員し、48年には大阪で1人、49年には名古屋で1人増員し、仙台、広島に各2人置き、50年には東京で3人、関東信越、大阪で各1人増員した。50年の時点で東京は16人内、大阪は9人内、名古屋は4人内、関東信越は3人内、仙台、広島は各2人内で、計36人内となった。

第9-21表 種類別税務署数推移

年末		38	39	40	41	42	43	44	45
東京	A	49	52	55	57	58	58	58	58
	B	13	13	12	10	10	10	10	10
	C	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	62	65	67	67	68	68	68	68
関東 信越	A	15	17	18	19	23	23	26	27
	B	35	33	34	35	31	31	29	28
	C	10	9	7	5	5	5	4	4
	計	60	59	59	59	59	59	59	59
大阪	A	34	35	40	42	43	46	50	53
	B	44	43	38	37	37	34	31	28
	C	6	6	6	4	3	3	3	3
	計	84	84	84	83	83	83	84	84
札幌	A	6	6	9	10	12	14	14	14
	B	15	15	14	13	11	10	10	10
	C	9	9	7	7	6	5	5	5
	計	30	30	30	30	29	29	29	29
仙台	A	4	5	9	9	13	14	14	16
	B	29	28	27	29	25	24	24	23
	C	23	23	20	17	16	15	15	14
	計	56	56	56	55	54	53	53	53
名古屋	A	20	22	25	28	29	31	32	32
	B	21	21	18	15	15	14	13	13
	C	7	5	5	4	2	1	1	1
	計	48	48	48	47	46	46	46	46
金沢	A	4	4	4	4	5	5	5	5
	B	8	8	8	9	8	8	8	8
	C	3	3	3	2	2	2	2	2
	計	15	15	15	15	15	15	15	15

年末		38	39	40	41	42	43	44	45
広島	A	7	7	8	12	14	14	14	14
	B	27	27	27	26	25	25	25	25
	C	17	17	16	12	12	11	11	11
	計	51	51	51	50	51	50	50	50
高松	A	4	4	4	5	6	6	6	6
	B	15	15	15	15	14	14	14	14
	C	9	9	9	7	6	6	6	6
	計	28	28	28	27	26	26	26	26
福岡	A	8	9	9	9	10	10	10	10
	B	20	19	19	20	19	19	19	19
	C	2	2	2	2	2	2	2	2
	計	30	30	30	31	31	31	31	31
熊本	A	4	4	5	7	7	7	7	7
	B	18	18	19	21	23	23	23	23
	C	18	18	15	10	7	7	7	6
	計	40	40	39	38	37	37	36	36
合計	A	155	165	186	202	220	228	237	242
	B	245	240	231	230	218	212	205	201
	C	104	101	90	70	61	57	55	54
	計	504	506	507	502	499	497	497	497

沖縄復帰に伴って、47年に設置された沖縄国税事務所は、総務、直税、間税、徴収、調査査察の5課を置き、次長1人、総務課に税務相談官1人、直税課に国税実査官8人内、間税課に鑑定官2人内、国税実査官2人内、徴収課に国税実査官2人内、国税徴収官5人内、調査査察課に国税調査官18人内、国税査察官5人内を置いた。この特別な職について、50年に直税課の国税実査官を11人内に間税課の国税実査官を4人内に改めた。

5 税務署の組織替え

税務署はA、B、Cの3種に分け、さらにA種について特別の課を認める方

第9-22表 A種税務署数増加推移

	38	39	40	41	42	43	44	45
東京国税局	44	52	55	57	58	58	58	58
内) 東京	35	37	39	41	42	42	42	42
神奈川	10	11	12	12	12	12	12	12
関東信越	15	17	18	19	23	23	24	27
内) 埼玉	5	6	6	6	6	6	7	7
大坂	34	35	40	42	43	46	51	53
内) 大阪	23	23	25	26	27	28	30	30
京都	4	4	6	7	7	7	8	8
兵庫	6	6	7	7	8	7	9	11
名古屋	20	22	25	28	29	31	32	32
内) 愛知	11	13	14	14	15	16	17	17
静岡	5	5	5	7	8	8	8	8
広島	7	7	8	12	14	14	14	14
内) 広島	3	3	4	5	6	6	6	6
福岡	8	9	9	9	10	10	10	10
内) 福岡	5	6	6	6	7	7	7	7
その他の局	22	23	31	35	43	46	46	48
合計	155	165	186	202	220	228	235	242

式をとったが、46年に基本的な体制転換をして、種別を廃して、総務、管理の2課と統括官を配する方式に改め、管理課を置かない税務署を認めるとともに統括国税徴収官と統括国税調査官を置くことにした。ここではまず45年までの推移と46年以降での展開に分けてとらえることにしたい。

39年の税務署数は506で、43年までに507、502、499、497と漸減し、それが45年まで続いた。この過程でA種は増加して、39年の165から45年の242となり、B種は39年の240から45年の201に減じ、C種は同じく101から54に減じた。A種の増加は東京局以外で著しく、東京、大阪、名古屋などが39年の時点ですでにA種が高い比率となっていたことによる展開であった。そしてA種のうち所得税第1課、同第2課を認める税務署数は39年の59から45年の134へ、所得

第9-23表 課の増設が認められた税務署数の推移

		38	39	40	41	42	43	44	45
管理課	東京	12	14	19	24	27	35	37	37
	大阪	—	1	4	6	6	13	14	15
	名古屋	2	1	1	5	8	9	12	12
	他	1	4	9	12	26	13	15	14
	計	15	20	33	47	67	70	78	78
所得税 第1課 第2課	東京	13	22	25	33	33	48	49	49
	大阪	1	7	9	11	12	23	25	26
	名古屋	4	5	7	9	12	17	18	19
	他	12	25	36	55	61	37	40	40
	計	30	59	77	108	118	125	132	134
法人税 第1課 第2課	東京	13	22	25	28	28	36	38	38
	大阪	4	5	5	6	6	12	14	14
	名古屋	2	2	3	8	8	10	11	11
	他	2	9	15	22	25	16	16	16
	計	21	38	48	64	67	74	79	79
法人税 第3課	東京	5	6	8	8	10	12	14	14
	大阪	—	2	2	2	2	—	—	3
	名古屋	1	1	1	1	1	1	1	1
	他	1	—	1	2	2	2	2	—
	計	5	10	11	12	15	15	17	18
所得税 第3課	東京	—	3	3	2	5	8	14	14
	大阪	—	—	—	—	1	3	4	5
	他	1	1	3	4	4	4	6	5
	計	4	4	5	10	15	24	24	24
	法人税 第4課	東京	3	4	4	4	4	5	6
他		—	1	1	2	2	1	1	2
計		3	5	5	6	6	6	7	7
法人税 第5課		—	4	4	4	4	4	4	4
法人税 第6課		—	1	3	3	3	3	3	3

税第3課を認めるのは同じく4から24へ、法人税第1課、同第2課を認めるのは同じく38から79へ、法人税第3課を認めるのは同じく10から18へ、法人税第4課では5から7へ、法人税第5課は4で変わらず、法人税第6課は1から3へ、管理課を認めるのは20から78へと変わり、その増加が目立った。この多様化の拡大は分課による対応では処理しきれない状況を示すものでもあった。またそれがA種が支配的な地域に集中し、東京局の状況に象徴的に示された。

税務署の特別な職については、副署長が39年の124人内が毎年増員され、153人内、189人内、223人内、246人内、257人内（44年）へと変わった。国税調査官の増員はさらに著しく、38年設定時の370人内に対して39年度以降で1,364人内、2,556人内、3,748人内、4,868人内、6,218人内、7,670人内、9,234人内へと推移した。また39年新設の国税徴収官は306人から急増して、40年の414人内以降、522人内、702人内、852人内、1,150人内、1,382人内へと推移した。特別な職による行政が強化される体制が示された。

なお、42年に札幌局の夕張署が廃止され、その代りに税務署支署が初めて置かれた。

続いて46年以降の状況を見よう。税務署の分課をA、B、Cの3種に分ける方式を一本化するとともに、分課による体制の外に統括官による体制を加えた。総務、管理の2課と統括国税徴収官、統括国税調査官を置くことにし、管理課を置かない税務署を設けた。その数は東京2、関東信越8、大阪7、札幌7、仙台16、名古屋2、金沢3、広島16、高松7、福岡4、熊本12に及んだ。この数は47年に熊本11、48年に仙台15と変わった後、49年以降は管理課設置を外して総務課のみを置く体制に改め、新たに特別国税調査官を置くことにして、49年に5人内としたが、50年には109人内に拡大した。

また各税務署を通して46年に統括国税徴収官159人内、統括国税調査官2,288人内とした。統括国税徴収官は47年以降174人内、175人内、677人内、50年711人内と増員され、統括国税調査官は47年以降2,417人内、2,436人内、2,478人内、50年2,643人内と増員された。

副署長は45年に257人内であったのが、逐年増員され、283人内、301人内、316人内、331人内、50年の349人内となり、国税徴収官は45年に1,381人内であったのが、逐年増員されて2,241人内、2,325人内、2,492人内、3,426人内、50年3,486人内となり、国税調査官は45年に9,239人内であったのが、逐年増員されて1万3,074人内、50年1万4,047人内、1万5,060人内、1万5,729人内、50年1万5,966人内と推移した。

47年に設置された沖縄国税事務所の管轄区域内の税務署についてみると、6税務署について3種の分課を用い、総務課と間税課を共有する6課制、5課制、3課制とし、副署長2人内を配することにした。

不許
複製

大蔵省史—明治・大正・昭和— 第3巻

平成10年9月24日 印刷

平成10年10月20日 発行

定価(全巻) 30,000円

(本体28,571円+税)

編者 大蔵省財政金融研究所財政史室

発行者 財団法人 大蔵財務協会

東京都千代田区三番町30-2

発行所 財団法人 大蔵財務協会

FAX03(3264)0524 TEL03(3265)4141(代)

ISBN4-7547-0564-5 C3033 ¥28,571E (4-3)分売不可